

第 5 7 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 8 項第 4 号中「第 5 6 条の 2 第 3 項」を「第 5 6 条の 3 第 3 項」に改め、同条第 1 1 項第 1 号中「第 5 6 条の 2 第 1 項第 1 号イ」を「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 2 号中「第 5 6 条の 2 第 1 項第 1 号ロ」を「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

雇用保険法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。